

平成30年度第2回米子市指定管理者候補者選定委員会 会議概要

1 日 時 平成30年10月16日(火) 午後2時開会

2 場 所 米子市役所本庁舎3階 第2応接室

3 出席者

委員

高橋委員(委員長)、林委員、湯浅委員、湯原委員、和田委員

所管部局

大塚経済部長、塚田地域振興課長、地域振興課職員、観光課職員

事務局

辻総務部長、総務管財課職員

4 会議概要

[1 開 会]

[2 委員長あいさつ]

[3 議 事]

(1) 指定管理者候補者案(選定委員会諮問案)の審議

ア【整理番号1】米子市弓浜コミュニティー広場

所管部局の総合政策部地域振興課が、指定管理者候補者案(選定委員会諮問案)の選定過程などを説明した。

【質疑等】

(所管部局)(本日欠席の)光木委員から(広場の)利用実績に関する質問があったので、回答したい。このコミュニティー施設の設置目的は、「市民の福祉及び健康の増進を図るための施設」ということで、このような目的に沿った利用がされているのかわからないのか、少なくとも委員会資料では評価することができないのではないかとこの質問を受けている。この施設の利用者の居住地や属性をつぶさに観察するようなわけにはならないが、利用実績、利用申し込みの実態などを鑑みると、地元の高校生、在勤、在学する人、地域住民が多数を占めていて、設置目的である「市民の福祉及び健康の増進を図る」ということについて、大きな役割を果たしているものというふうに認識している。ただ、気になるのは、第1多目的広場の使用者の年齢構成が、少し高校生以上に偏重気味というところがあるので、地域住民も含めた幅広い年齢層に使ってもらおうということについては、施設情報の周知等について、少し検討、研究してみたいというふうに考えている。

(林委員) 選定基準4の(1)で「法人等の経営状況に問題はないか。」というのがあって、これは問題ないと思うが、団体等の経営状況の流動比率を見ると、平成28年、29年がグーンと(数値が)上がっている。この辺りのことはよく分からないが、100パーセントを超えたらいいということなので、いいことはいいのだろうが、なぜこのように上がったかという理由と、今後ともこれくらいのもが見込まれるかどうかということをお願い。

(委員長) 何か特別なことでもあったのか。普通、商売をやっていると、(流動比率は)大

体同じ水準で、せいぜい右肩上がりの微増ということはあるが、これを見ると3倍は上がっているのか。流動比率というのは、100パーセントが平均で、普通であれば200パーセントあったほうがいいというのが教科書に書いてある。それにしても、65パーセントが急に184パーセントになるのは、流動資産が激増したか、流動負債が激減したか、そういうことなのであるが、何か特別なことがあったのかという話である。

(林委員) それで、今後もこれくらいのもの(流動比率)が見込まれるか。

(委員長) このまま推移してくれれば、安定していいが。

(所管部局) 細かいところは、直接、指定管理者に確認したい。この場で即答することができないので、後日、回答する。

(林委員) それ(流動比率の激変)があつてどうこうということはない。

(委員長) 先ほどの説明で、流動比率、固定長期適合率がいいと言っていたので、余計に気になっている。

(所管部局) この原因と今後の見通しの二点について、改めて確認して報告する。

(林委員) 私の責任範囲として、利用者の利便性がどれくらい図られているかということの特に見たいと思って見たが、ほとんどいい評価が出ている。アンケートもその(いい評価の)ようだ。それから、施設のすぐそばに、管理している人々(連絡協力者)の家が5軒ほどあり、日曜日や休日の対応もうまく連携が図られているのではないかというふうに思う。ただ一つ、屋根付きの着替えの施設があればいいという意見があつたが、防衛省の施設だから非常に難しいとは思いますが、米子市がひだまり(現行の指定管理者)にうまくアドバイスするようなことはないのか。(更衣室が)あれば、もっと利便性が高まると思うのだが。

(所管部局) この要望というのは、指定管理者というよりも米子市に対する要望であつて、市としても、今、いろいろな手法を検討しているところである。ひだまりには、急な荒天時などは、少し倉庫を(利用者)に使わせるなどの対応をしてもらっているが、これ(更衣室の設置)は、指定管理者で対応することができる内容ではない。

(林委員) ひだまりにどうこうさせるということではなく、米子市と防衛省で協力して作るようなことを考えたらどうか。

(所管部局) はい。

(林委員) そうすれば、利便性が高まると思う。

(所管部局) 米子市が設置するような格好になるかと思うが、実は今、それを建てるための財源などを研究しているところである。日影が少ない施設だが、例えばサッカーであれば、ハーフタイムにエアコンの付いた部屋で休憩をさせるなど、競技団体からの指導も出てきているので、そのようなことへの対応も含めて、今、上屋の建設が可能かどうかというようなことを、少し研究しているところである。

(湯浅委員) 質疑や意見ではないが、私がちょうど広島防衛省と交渉しながらやってきた事業なので、内容はよく分かっている。また、私はサッカー協会の関係者なので、ひだまりがどんなに苦労しているかもよく分かっている。この施設で一番問題になるというのは、先ほど言われたように、管理棟、休憩室、着替えをする場所、それをその当時から言われていて、何とか防衛省で（設置してほしい）という話をずっとしてきたのだが、それが実現しなかった。もう一つは照明塔（の設置）が何とかならないかという話も、実は出ていて、高さの問題があり、ある程度の高さまでであれば可能だと、防衛省から確認は取れているので、その辺りも併せて、市のほうの対応で何とかしてもらえればと思う。本当に、除草作業だけでも約5ヘクタール、第2多目的広場まで入れるともっと広がるので、この作業だけでも相当な労力がかかるし、大変だなと思って見ながら、毎回、感謝しながら使わせてもらっている。それと、中学生までの少年の利用が少ないということがあったが、大山町の山香荘に大山フットボールセンターという人工芝（のグラウンド）が2面できて、少年は、今、そこを中心に（サッカーを）やっているし、境港のスポーツ広場が天然芝で、横に4面、5面とれるので、そちらを利用しているというような状況である。ただ、（弓浜コミュニティー広場の）PR不足などところもあるので、私も少年のほうに働きかけをして、もっと利用してもらおうような形になればいいと思う。そのような状況であるので、全く問題はないというふうにいる。

(委員長) 私が何点か伺いたい。まず（選定基準）1の(1)（「関係する法律及び条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。」）だが、（4点の「やや優れている」の評定となっているが）通常、相対評価のときは（現行の指定管理者であれば）3点（「普通」の評定）にするのではなかったか。あるいは、（管理基準を）理解して遵守すること自体で（従前と比べて）ポイントが上がるという意味がよく分からない。今はあまり理解も遵守もしていないから、今後は良くなるという話ではないだろう。今もきちんと理解して遵守しているわけだから、これ（1の(1)の評定）が上がるのはなぜかというのが一つ。確か、現行の指定管理者は「普通」のところマルを付けるというのが基本であったはずだ。（選定基準）3の(1)「管理経費の節減が図られる見込みがあるか。」は絶対評価になるので、これはポイントが上がったり下がったりするのはいいのだが。まず、なぜ1の(1)が4点に上がったのか。蓄積されたノウハウ（により向上が見込まれる）というのは、だれでも当たり前のことだから、（評定を）上げる必要があるのかというのがまず一点。それから、（選定基準）3の経費の節減について、先ほどの話だと、（管理経費の提案額が）同じ数字で平成35年まで（市の試算を上回って）行っている。それで、（選定基準3の）(2)（「経費節減のための方策は適切か。」）については、経費節減が図られる見込みがないのだから、経費節減の方策などなくて、これも2点（「やや劣っている」の評定）ではないか。（選定基準3の(3)の）人件費については、鳥取県の最低賃金の話もあり、（本日欠席の）光木委員からも相対的な話が出てきているので、これについては質問しないが、（選定基準3の）(4)の「その他の管理経費の設定に無理はないか。」についても、がんばっていないから（管理経費を）節減できないのであって、これも2点ではないかという気がする。その辺り、どうか。

(所管部局) まず1の(1)については、先ほどの説明でも話したが、現状で（管理基準を）よく理解していないかという、そういうわけではなくて、当然、理解はしてもらっていて、適切に（管理を）やってもらっている。今回の指定期間が約3年半で、現在ちょうど3年くらいだが、施設が新しいということもあって、いろいろと試行錯誤してきた部分もあったので、次の指定期間においては、今まで積み上げて

きたもの（経験）により、より一層の（管理基準の）理解が見込まれるというところで、4点という評定にしている。3の(2)の「経費節減のための方策は適切か。」、確かに理想としては、毎年（管理経費が）下がっていくというのが理想ではあるかと思うので、そう言われると、単純に数字だけを見れば（下がっていない）。

（委員長） いや、別に（毎年）下げなくてもよい。（市の試算より）上がっているのを下げる気がないのではないか。

（所管部局） はい。

（委員長） 別に（管理経費の市の試算額を）オーバーしていない状況であれば、もっと下げろという気は全くないのだが、オーバーしているのに、「経費節減のための方策は適切か。」と言われると、何か（努力を）してないのではないかという気がするのだが。

（所管部局） 申請書（事業計画書）にもあるように、除草の処分にかかる費用を抑えるために（除草の）やり方を工夫するなど、そういった部分で経費節減の工夫はされていると思っている。市の試算額というのは、平成29年度の実績をベースに、費用増になることを見込んで計算しており、それに対して（提案額が）高くなっているので、そのことに関しては、（選定基準の）3の(1)の絶対評価というところで2点の評定をしているが、経費節減の方策について、市の試算額よりも（提案額が）高いからという理由で2点の評定とするのではなく、現状でそのような（除草の処分費用の）節減策をとっていて、（今後も）引き続き（節減を）行うということで、3点の評定としているということである。

（委員長） 管理経費の（提案額が）平成31年から35年まで17,928（千円）でずっと横並びだが。

（所管部局） はい。

（委員長） それは、世間の情勢として、本当なら（管理経費が）上がるはずであるのに、17,928（千円）で抑えているから（経費の節減について）頑張っているという意味か。

（所管部局） 市の理想というか希望的なところとしては、本来であれば物価上昇につれてコストが上がっていく中で、この3年間のノウハウの積み重ねなどを踏まえて、恒常的に経費節減の取り組みをしてもらいたいということもあるが、（実際の）管理コストについては、横ばいでやってもらうという（こともやむを得ないと考えている）。

（委員長） すると、このままでいくと（提案額が市の試算額を若干上回る状況が続くと）、「管理経費の節減が図られる見込みがあるか。」というのは、毎回2点か1点（「劣」の評定）になってしまうのか。（提案額が）市の試算額の1.7パーセント増しというのは、適切なのか。

（所管部局） 今回の市の試算額は、平成29年度の指定管理者の管理経費の（実績）額をベースにしている。この施設で指定管理（者による管理）を開始する前は、市が直営で（管理）していたが、そのときの試算でいうと、年間で大体2,100万円を見込んでいたので、それを考えると、この経費（の提案額）というのが不適切

であるとは考えられない。

(委員長) 言うては悪いが、市と比べると、何でも低くなるものである。ただ、(選定基準) 3の(各項目)の流れからいくと、(管理経費を)節減してないと言いながら、ほか(の項目)では問題ないというもおかしいなという感動的な話である。

(和田委員) 法人のほうの管理経費(の提案額)と市の試算額の差が、毎年50万円弱あるのか。先ほどの説明では、平成29年度の支出ベースの1,541万円をもとに、人件費のアップなり街灯、人工芝、トイレの修繕経費を見込んだ平成31年度からの管理経費というのは、(平成29年度に比べて)毎年200万円くらいアップしているということになるのか。

(所管部局) はい。

(和田委員) その中には、施設が新しかったということもあって、今回の指定期間についてはそういう(街灯などの)修繕費を見込んでいるというような積算か。

(所管部局) はい。今まで出なかった修繕というのが、どうしても出てくる可能性がある。街灯などは、今まで一度も球換えをしたことがないが、今後は多分、(電球交換の必要が)出てくる可能性があるし、浄化槽(の付属機器)とか人工芝の交換とか、そういうことが(必要になってくる)。

(和田委員) 私も詳しく分からないが、1,700万円くらいの中で200万円(の増額)というのは、割合的には結構大きい増額なのかという感じはするが、それに対して、指定管理者側としてはさらに50万円くらいの支出を見込んでいるという辺り、その差というのは何か。

(所管部局) 実際に、平成29年度の実績と増額分を含めて(市の試算額と提案額の)個々の費目を比較して、特にどこか突出しているところがあるわけではなく、細かい積み上げの結果として差が出ていると思う。それに加えて人件費の部分で、休日の体制(人員)の増というところ以外に、ひだまりが今まで支給することができなかった賞与を出したいというところもあり、その人件費の増を見込んでいるところが(差となっている)。

(和田委員) それで、指定管理者として適当と判断されると、この17,928(千円)というのが指定管理料になるわけか。

(所管部局) それは、議会(の議決)とか予算(査定)のこともあるので(確定するわけではない)。

(和田委員) 市が(収支の)差額を支払うようなところだったか。

(所管部局) はい。自販機の収入があるので、それを(管理経費から)差し引いたものを指定管理料としている。

(委員長) この案件とは直接関係はないが、(一般的に)臨時的な大規模修繕と通常の修繕とでは、市の負担の仕方が違うのだが、この施設もそのようなかたちで、大きな修繕に関しては市が負担するとか(いうことになるのか)。

(所管部局) はい。(施設等の)耐用年数を延長するような大規模修繕などは、市で対応(負担)するということであるので、前回も話があったが、人工芝の完全な張り替えなどになると、これは市で(対応することとなり)、市は防衛省に(負担を)お願いしているところではあるが、これはもう、指定管理者で(対応)するということとはできないと思う。

(委員長) (修繕等に関する市と指定管理者の責任範囲の)金額は決まっているのか。

(所管部局) 金額の定めはない。

(委員長) その都度、内容について協議するということか。

(所管部局) はい。

(和田委員) もう一点、前回も説明があったかもしれないが、この施設の利用というのは、例えばインターネットでも申し込みができるのか。

(所管部局) 申し込み自体は、直接ひだまりのほうに電話をしてもらって、予約を取ってもらう形である。ただ、予約状況については、ひだまりがインターネットで公表している。

(湯原委員) (本日欠席の)光木委員の質問にも関係するが、若年層の利用ということに関して、第2(多目的)広場というのは、半面以上使用する場合に許可申請が必要ということで、半面以下であれば(利用人数の実績が)表面に現れないということになるのか。

(所管部局) そのとおり。だから、第2多目的広場の利用実績の人数は、管理者が日常点検などで回っているときに確認している人数なので、申請された人数というわけではない。(第2多目的広場に)ずっと張り付いて人数を確認しているわけではないので、実際はもっと多いかもしれない。

(所管部局) 利用者の内訳については、特に近隣の高齢者のゲートボールなどの日常的な利用が非常に多く、保育所の子も達が出かけて利用したりしている。第2多目的広場については、本当に地域に根差した使われ方をしていると認識している。

(委員長) いろいろ意見が出たが、この評定票の(選定基準)3のところを直したほうがいいと思うのだが、別にこれは、何点以下は不合格だとか、何点以上は合格だとかいうことはないか。

(事務局) ない。

(委員長) 管理の実績や事業計画に特に大きな問題があるということであれば、もう一度差し戻して(所管部局で再検討)ということはあるのだろうが、この点数だからどうこうというのは、特にないか。

(事務局) はい。

【審議結果】

選定基準に基づく市の評定結果に異議はなく、市の評定どおり候補者案が承認された。

なお、林委員からの流動化率に関する質問、及び今回欠席の光木委員から寄せられた質問に対して、後日、次のとおり回答した。

(林委員) 選定基準4の(1)で「法人等の経営状況に問題はないか。」というのがあって、これは問題ないと思うが、団体等の経営状況の流動比率を見ると、平成28年、29年がグーンと（数値が）上がっている。この辺りのことはよく分からないが、100パーセントを超えたらいいということなので、いいことはいいのだろうが、なぜこのように上がったかという理由を教えてください。

(所管部局) 現金預金が大幅に増加したことが大きな要因である。団体設立当時の借入金の返済が完了し、これまで返済に充てていた資金が預金として積み立てられたことによるものである。

(林委員) (ひだまりの流動化率について) 今後ともこれくらいのもが見込まれるかどうかということをお願い。

(所管部局) 突発的な支出に対応するため預金を積み立てており、そのような事象が発生すれば、流動化率に大きな変動が生じる可能性はある。

(光木委員) 利用実績の評価について、施設の設置目的（「市民の福祉及び健康の増進を図るための施設」との記載がある。）の実現を図るような利用のされ方がされているのか否か、少なくとも委員会資料では評価できないのではないかとと思われる。

(所管部局) 利用実績や利用申込の実態によると、利用者は地元で在勤・在学する人及び地域住民が多数を占めており、設置目的である市民の福祉及び健康の増進に大きな役割を果たしていると考えている。

(光木委員) 市民や地域住民の利用頻度、コミュニティー広場としての活用という点で十分と言える状況にあるか。

(所管部局) 第1多目的広場については、その利用が高校生以上に若干偏っているため、地域住民を含めた幅広い年齢層に利用してもらえよう、施設情報の周知等について研究してみたいと考えている。また、第2多目的広場については、半面以上の使用についてのみ使用許可申請が必要となっており、使用許可申請を要しない利用者がほとんどであることから、詳細な利用実態を把握することは困難であるが、日常的に地域住民がランドゴルフやウォーキング等に利用している。

(光木委員) 人件費を「適切」とする評価軸（判断基準）について、提示されている計画書において人件費の内訳が明記されていないが、900万円という人件費は正職員（2名）とパート・アルバイト（22名）それぞれ何人日分（あるいは何時間分）になるのか。

(所管部局) 人件費の内訳についてヒアリングを行った結果、過去の実績及び今後の人件費の増を想定して積算されている。過去の労働時間数等の実績については聞き取りはしていないが、正職員2名のうち1名は広場の業務を専門で行う職員で、残りの1名は他の事業の業務を兼務している。また、パート・アルバイトについては時間給800円を基本とし、現場作業については時間給1,000円とされており、必要に応じて勤務する体制となっており、全てのパート・アルバイトがフルタイムで勤務するわけではない。

(光木委員) NPO法人としての他の事業収入で人件費を賄っているということもあるのか。
(直近決算資料に正味財産増減計算書が見当たらないが、法人全体の収支状況はどのように把握しているか。)

(所管部局) 広場の人件費を他の事業収入で賄っているということはない。法人全体の収支状況については、毎年度決算報告書の提出を受けており、モニタリングにより経営状況の評価も行っている。

(光木委員) 単純比較するわけにはいかないであろうが、他施設の管理業務(例えば、地域体育館の指定管理業務)に係る人件費単価と比較しても「適切」な水準にあるのか。

(所管部局) 他施設との比較は困難であるが、労働者の賃金単価の最も低い金額は、鳥取県の最低賃金である時間給762円を上回る800円となっており、ヒアリングによれば現場作業については時間給1,000円としていることから、人件費単価については適切な水準にあると考えている。

イ【整理番号2】米子国際会議場

本件議事に利害関係がある高橋委員長は、本件に限り、議事から外れた。

前回の会議において仮議長に選出された湯浅委員が、本件に限り、議長を務めた。

所管部局の経済部文化観光局観光課が、指定管理者候補者案(選定委員会諮問案)の選定過程などを説明した。

【質疑等】

(所管部局) 本日欠席の光木委員から、二点質問があった。その件について説明する。まず、利用者数、使用料収入が2年連続で減少していることの要因について、市の見解を問われたものである。指摘のとおり、確かに2年間にわたって使用料収入、利用者数は減少しているが、著しい減少ではない点や、利用件数としては前年比増となっている点から、指定管理者が十分に努力を払って運営を継続していることと認識している。また、短時間利用や利用者数が少ないコンベンションが、平成29年度に重なった可能性があるのではないかという具合に考えている。また、県と市の税金投入量に対する費用対効果について質問された。これについては、前回は説明したとおりの48億円の経済波及効果となっており、費用対効果としては十分なものであると考えている。

(湯浅委員) 平成28年度、29年度と(利用)実績が落ちてきているという説明だが、コンベンションが少なかったとかいう話ではなくて、何か具体的につかんでいるもの(要因)はないか。

(所管部局) コンベンションビューロー(現行の指定管理者)にも確認をしたが、具体的な要因は分からないが、(コンベンションセンター)全体として、例えば半分とかいう(使用料収入)額にまで落ちているわけではなく、その2年については、むしろ非常に高い水準(の利用状況)であるという認識であった。

(湯浅委員) 例えばそういうもの(コンベンション)を誘致したときに、(使用料を)減免する可能性がある。そういったことをしたためにというようなことでもないか。

(所管部局) はい。

(湯浅委員) でも確かに、(利用) 件数自体は落ちていない。

(所管部局) はい。

(林委員) 一番最初に、とっとりコンベンションビューローを候補者とする理由を2つ述べられ、その2つを述べられると非常に言いにくいですが、国際会議場の稼働率が65.5パーセントで、これが非常に高いということだが、大体こういう施設の全国的な平均(稼働率)などというのは分からないか。

(所管部局) 全国的ではなく、(コンベンションセンターの) 中の施設になるが、会議室とか多目的ホールといったものがあり、その中でも高いものであると70パーセントを超える稼働率であるし、国際会議場については、平成25年から29年の5年間とそれ以前の5年間を比べると、(稼働率の) 実績のアベレージとしては上がってきている。

(林委員) だから言われたように、高い(水準の利用状況) というふうな認識を持っているということか。それから、非常に言いにくいですが、県と市が支払う指定管理料の比率をずっと2対1ということにしているが、これを見直すということはないのか。もう少し科学的な数値の根拠をもって、その辺りを県と話をすることはないのか。国際会議場は、他の部分と面積を比べると非常に少ないのに、それで2対1(の負担) というのは、何か少しピンとこないのだが。

(湯浅委員) それに関しては、経済部長が詳しい。

(所管部局) (コンベンションセンターを) 建てた元々の経過というのがあって、市も財界も含めて、必ず(鳥取県) 西部にこういった経済文化会館がほしいという要望で、建てるときも、土地代と建物代の建設費を(県と市で) 折半するという(約束があった)。もう一点は、運営費についても(市が) 2分の1(の負担) を約束するという(約束があった)。その中で、当初は西部地区の他市町村も、多少負担してくれていたが、どうしても(施設設置の恩恵が) 米子に集中する関係で、当初の3年くらいで(他市町村の負担が継続) できなくなった。その後、米子市が引き継いで、2分の1(ずつの負担で) で県とずっとやってきたということ。そういう中で、平成25年からずっと、県とはいろいろな点で交渉してきた。そうする中で、県の考えでは倉吉の施設との(負担割合の) バランスがあるが、そこを曲げて、2対1にしてもらったという経過がある。現在も常に、そのような(負担割合の) 話はしているが、実際に何で案分するかという具体的な数値(の根拠) の出し方が非常に難しい状況であるので、過去の経過を踏まえて、今のところ2対1(の負担割合) ということが、平成25年以降続いているということなので、理解してもらいたいと思う。

(林委員) (施設が) 米子にあるから、それは仕方がないか。

(和田委員) 市の試算にもコンベンションビューローの提案にも、利用料金の収入というのが毎年約2,300万円余り計上されていることについて、(過去5年間の施設運営状況等の) 資料でいうと2番の(施設の) 利用状況(及び収入実績) というところに使用料収入というのが記載されているが、こういったものがベースになって試算されているのか。

(所管部局) この試算については、過去5年間の1日の平均単価や平均稼働率を加味してこの額を出している。

(和田委員) 例えば、資料の2番の使用料収入だけを見ると、2千万円もない状況だが、それ以外にも、例えば、(資料の)3番の自主事業などの(事業収入の)辺りが入ってきて、平成31年度以降も2,300万円くらいの収入になるというような試算になっているのか。(注:使用料収入と事業収入は別のものである。)

(所管部局) (利用料金収入の試算額の)出し方としては、(過去5年間の)1日の平均単価と年間の平均稼働率と(により計算し)、さらに、施設のメンテナンス等(により使用することができない日数)を除いて、使用することができる日数はこれくらいであろうと計算した上で出したものである。

(湯浅委員) 過去5年間の(使用料収入の)実績が、資料を見ると2千万円にも達していないのに、実際には試算の利用料金収入のところは2,300万円になっている。それは、なぜその違いが出てきているのかということ質問しているのだが、やはりある程度の上乗せというか稼働域を定めて、それでこれだけの収入が上がるであろうということ考えたのか。

(所管部局) 一日の平均単価と稼働率を加味して試算している。

(和田委員) それ(収入の目標)がクリアされるといいのだが、全体の必要経費に対して予定していた利用料金収入を下回ったときに、運営自体が成り立たなくなるとしたら、指定管理料を上乗せするというようなことになるのか。

(所管部局) (和田委員の質問に対する回答を)修正する。5年間の実績として出している施設利用料というのは、国際会議場そのものについてであるが、この試算については、コンベンションセンター全体の利用料金収入の中からの案分計算として、国際会議場分を出している。

(和田委員) 大ホールもあれば、いろいろな会議室もある中で、全体の中で収入を案分しているというようなことか。

(湯浅委員) (利用料金収入の試算額には)国際会議場プラスアルファがあるということか。

(所管部局) 国際会議場だけの収入ではない。

(和田委員) 資料の市の試算とコンベンションビューローのほうの提案(による指定管理料)だが、(市の試算のほうは)大体5年間横並びの数字が来ているのに、(提案のほうの)平成31年度と32年度の指定管理料は、100万円弱というか80万円も少ないのはなぜか。

(所管部局) これについては、県の指定管理者候補者審査委員会のときにコンベンションビューローから聞いた話ということで説明する。コンベンションビューローのほうの話によると、5年間の施設管理を続ける中で、例えばパンフレット(の作成費用)であるとか、いろいろな研修計画(に要する費用)というものを(5年間で)案分して出さずに、いつするかということの(年次)計画を立てた。そういった中で、事業費の変動がここに表れているということを知っている。

(湯浅委員) 国際会議場の大規模改修というのは、大体何年度くらいに予定されているか。

(所管部局) 国際会議場は、例えば今年度にITVの改修工事をしたり、もう少し前には(内装の)張り替え等をしているので、この後、例えば1年、2年先にすぐこれをやるということは、まだ決まっている予定はない。

(湯浅委員) それ以前にも何か(改修を)やったのではなかったか。

(所管部局) 音響(の改修を行った)。

(湯浅委員) 音響か。では、具体的には、まだそういうこと(大規模改修の予定)は出てきていないのか。

(所管部局) 国際会議場については、音響(の改修)をやっているし、中の(内装の)張り替え等をやっているし、カメラ関係(の改修)はもう済んでいるので、国際会議場の大きな改修の予定は組んでいなかったと思う。多目的ホールのほうは別だが。

(湯原委員) 選定基準1(利用者の平等な利用の確保)のところは(3項目合計の)満点が15点だが、最初の説明にあったように、相対評価により結局は真ん中の9点になるという理解でよいか。

(湯浅委員) (選定基準1の評定は)相対評価になるので、コンベンションビューローによる国際会議場の管理について、従前のやり方と(提案が)変わっていなければ、やはり「普通」(3点)という評価にしかならないと思うが、先ほどの案件のように、人件費を上げるので(経費を増額する)というようなことがあれば、そこ(経費の節減に関する評定)は絶対評価なので、2点(「やや劣っている」という評価もあるかというふうに思う。(この案件は)若干の経費の節減はするが、ほぼ今までどおりという(「普通」の3点の評定である)。

【審議結果】

選定基準に基づく市の評定結果に異議はなく、市の評定どおり候補者案が承認された。

(2) 答申案の協議

答申書の事務局案を提案し、協議が行われた。

【質疑等】

特になし。

【協議結果】

審議結果に基づいて作成した答申書の事務局案について、異議なしと決定された。

[4 その他]

現在の委員の任期中、新たな会議の開催は予定していないこと、平成31年10月の委員改選後、1施設の指定管理者の選定のために会議の開催を予定していることが確認された。

[5 閉会]